

# 総務部

## 総務企画委員会

### 【議案関係資料】

### (12月8日追加提案分)

### 12月8日提出

## 令和7年第2回定例会(12月議会) 予算及び付託議案審査関係資料(追加提案関係)

令和7年12月8日  
総務部

### 【予算関係】

財政課 令和7年度12月補正予算（令和7年12月8日追加提案分）に関する説明資料 ··· 3

行政経営課 物価高騰の影響に伴う指定管理者への支援について ··· 7

### 【議案関係】

人事課 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について  
(議案第270号) ··· 9

財政課

令和7年度12月補正予算

(令和7年12月8日追加提案分)に関する説明資料

(議案第269号)

## 令和7年度12月補正予算(令和7年12月8日追加提案分) 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 県税			
2 地方消費税清算金			
3 地方譲与税			
4 地方特例交付金			
5 地方交付税			
6 交通安全対策 特別交付金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国庫支出金	11,711,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,036,780 ( 691,631 → 8,728,411 ) 介護職員処遇改善支援事業費 2,668,914 ( 0 → 2,668,914 ) 障害者自立支援事業費 515,848 ( 106,396 → 622,244 ) 医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金 477,708 ( 1,769,249 → 2,246,957 ) 森林環境保全整備事業費 11,000 ( 1,035,810 → 1,046,810 )	
10 財産収入			
11 寄附金			
12 繰入金	△ 890,965	水と緑の森づくり基金繰入金 9,500 ( 517,028 → 526,528 )	財政調整基金繰入金 △ 900,465 ( 5,074,000 → 4,173,535 )
13 繰越金			
14 諸収入	115	労働保険料納付金 115 ( 51,468 → 51,583 )	
15 県債			
合計	10,820,150	617,946,507 → 628,766,657	

## 令和7年度12月補正予算(令和7年12月8日追加提案分) 主要な目的別増減調書

(単位:千円)

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
1 議会費			
2 総務費	481,596	公共交通燃料高騰等対策事業 433,710 ( 0 → 433,710 ) 体育施設管理運営費 44,297 ( 583,993 → 628,290 )	
3 民生費	4,436,805	介護人材確保・職場環境改善等事業 2,668,965 ( 0 → 2,668,965 ) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業 515,865 ( 0 → 515,865 ) 灯油購入費高騰対策事業 422,730 ( 0 → 422,730 ) 介護保険施設等物価高騰対策事業 354,330 ( 79,925 → 434,255 ) 医療・介護・福祉施設省エネルギー化支援事業 264,835 ( 0 → 264,835 )	
4 衛生費	799,651	医療施設等経営強化緊急支援事業 477,708 ( 1,786,349 → 2,264,057 ) 医療施設等物価高騰対策事業 318,784 ( 63,877 → 382,661 )	
5 労働費			
6 農林水産業費	946,556	畜産経営維持緊急支援事業 523,570 ( 0 → 523,570 ) 食肉・食鳥処理施設緊急環境整備事業 146,870 ( 0 → 146,870 ) 酪農経営安定緊急対策事業 116,590 ( 0 → 116,590 )	
7 商工費	3,915,008	商業・サービス産業等振興事業 1,394,289 ( 0 → 1,394,289 ) LPGガス価格高騰対策緊急支援事業 700,022 ( 265,238 → 965,260 ) 商業・サービス産業経営革新事業 461,329 ( 118 → 461,447 ) 食品産業価格高騰対策事業 370,395 ( 233,530 → 603,925 )	
8 土木費			

区分	増減額	増額内訳	減額内訳
9 警察費			
10 教育費	240,534	秋田県立大学運営事業 139,582 ( 3,701,033 → 3,840,615 ) 私立大学・短期大学電力等価格高騰対策支援事業 ( 48,467 ( 0 → 48,467 )	
11 災害復旧費			
12 公債費			
13 諸支出金			
14 予備費			
合計	10,820,150	617,946.507 → 628,766,657	

## 物価高騰の影響に伴う指定管理者への支援について

行政経営課

### 1 目的

公の施設の指定管理者に対し、物価高騰によりかかり増しとなった光熱費及び燃料費（光熱費等）について、収入に占める指定管理料の割合（公費負担割合）に応じて助成する。

### 2 補助金の概要

- (1) 対象者 ①指定管理料制施設の指定管理者  
②利用料金併用制施設の指定管理者  
※市町村及び当該施設の収支が黒字の指定管理者を除く  
(2) 対象経費 光熱費等の収支計画からの増加分  
(3) 対象期間 令和7年3月から令和8年2月まで  
(4) 補助額 公費負担割合に基づき算出

### 3 予算額（施設所管課の予算に計上）

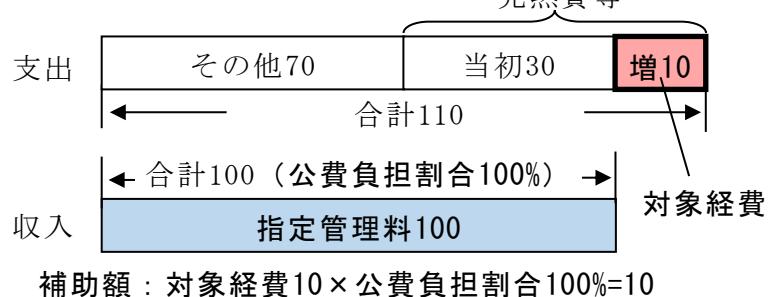
90,662千円（国90,662千円）

（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当予定）

#### <支援イメージ>

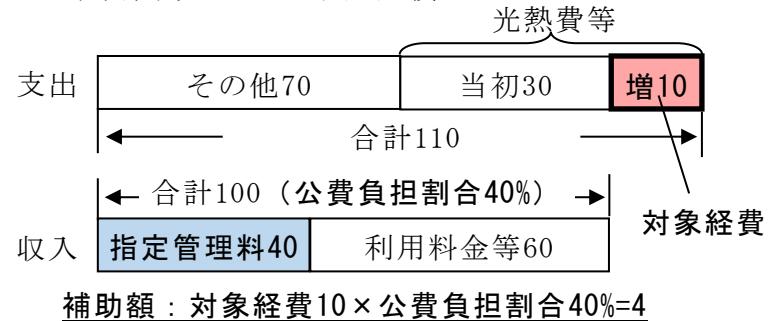
##### ①指定管理料制施設の指定管理者

- 対象期間における収支実績



##### ②利用料金併用制施設の指定管理者

- 対象期間における収支実績



## 4 予算額内訳

(単位：千円)

施設名		指定管理者名	所管課名	予算額
指定管理料制施設	1 秋田県ゆとり生活創造センター	(特非)あきたパートナーシップ	地域づくり推進課	3,589
	2 秋田県立体育馆	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	2,418
	3 向浜スポーツゾーン	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	38,024
	4 秋田県立武道館	(一財)秋田県総合公社	スポーツ振興課	2,612
	5 秋田県点字図書館	(福)秋田県社会福祉事業団	障害福祉課	1,256
	6 秋田県営玉川温泉ビジターセンター	(株)玉川サービス	自然保護課	39
	7 秋田県環境と文化のむら	むつみ造園土木(株)	自然保護課	345
	8 秋田県奥森吉青少年野外活動基地	(特非)冒険の鍵クーン	自然保護課	177
利用料金併用制施設	1 秋田県児童会館	(特非)あきた子どもネット	次世代・女性活躍支援課	3,663
	2 秋田県ふるさと村	(株)秋田ふるさと村	観光戦略課	5,898
	3 秋田県立男鹿水族館	(株)男鹿水族館	観光戦略課	4,839
	4 秋田県立田沢湖スポーツセンター	田沢湖高原リフト(株)	スポーツ振興課	1,243
	5 秋田県社会福祉会館	(福)秋田県社会福祉協議会	地域・家庭福祉課	4,117
	6 秋田県北部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	5,874
	7 秋田県中央地区老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	1,034
	8 秋田県南部老人福祉総合エリア	(福)秋田県社会福祉事業団	長寿社会課	10,754
	9 秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興(株)	健康づくり推進課	2,725
	10 秋田県営玉川園地駐車場	田沢湖高原リフト(株)	自然保護課	11
	11 秋田県森林学習交流館	(株)サンアメニティ	森林環境保全課	2,044
合計 (19施設)				90,662

# 「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について（議案第270号）

人事課

## 1 改正理由

職員の勤務の実態に鑑み、危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものに従事した職員に対し特殊勤務手当を支給する必要がある。

## 2 改正内容

- (1) 人事委員会規則で定める公署に勤務する職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときに、危険鳥獣捕獲等作業手当を支給する。（第2条及び第9条関係）
- (2) 警察職員手当の支給対象となる作業に危険鳥獣捕獲等作業を加える。（第25条関係）

手当の種類	支給上限額（1日当たり）
危険鳥獣捕獲等作業手当	1,640円
警察職員手当（危険鳥獣捕獲等作業）	1,640円

## 3 施行期日

条例の公布の日から施行する。ただし、2(1)については令和7年9月1日から、2(2)については同年11月13日から適用する。

新

旧

## (特殊勤務手当の種類)

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一〇六 略

## (危険鳥獣捕獲等作業手当)

八〇二十三 略

## (特殊勤務手当の種類)

第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

一〇六 略

## (警察職員手当)

七〇二十二 略

- 第九条 危険鳥獣捕獲等作業手当は、人事委員会規則で定める公署に勤務する職員が危険鳥獣の捕獲若しくは殺傷又はその補助に関する作業のうち特に危険又は困難なものとして人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。
- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき千六百四十円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

第十条～第十九条 略

## (災害復旧作業等手当)

第二十条～第二十四条 略

## (警察職員手当)

第二十五条～第二十九条 警察職員手当は、警察職員が次に掲げる作業(第八号から第十号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる作業にあっては、人事委員会規則で定める内容の作業に限る。)に従事したときに支給する。

一〇十六 略

## (警察職員手当)

第二十六条～第二十九条 警察職員手当は、警察職員が次に掲げる作業(第八号から第十号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる作業にあっては、人事委員会規則で定める内容の作業に限る。)に従事したときに支給する。

一〇七 危険鳥獣捕獲等作業

二 前項第一号から第八号まで、第十三号及び第十五号から第十七号までに掲げる作業に係る手当の額は死体一体につき三千二百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

第九条～第十八条 略

## (災害復旧作業等手当)

第二十九条～第二十三条 略

## (警察職員手当)

第二十四条～第二十九条 警察職員手当は、警察職員が次に掲げる作業(第八号から第十号まで及び第十三号から第十六号までに掲げる作業にあっては、人事委員会規則で定める内容の作業に限る。)に従事したときに支給する。

一〇十六 略

## (警察職員手当)

第二十五条～第二十七条 警察職員手当は、警察職員が次に掲げる作業(第八号から第十号までに掲げる作業に係る手当の額は死体一体につき三千二百円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。)に従事した日に一千六百四十円を加算した額とする。

- 1 職員が東日本大震災(平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)に対処するため第二十条第一項第二号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項及び第三項の規定による額に同条第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。
- 2 職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、第二十一条第一項の規定にかかわらず、災害応急作業等手当を支給する。
- 一〇三 略

第二十六条～第二十八条 略

## 附 則

略

第二十五条～第二十七条 略

## 附 則

略

第二十六条～第二十七条 職員が東日本大震災(平成二十三年東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。)に対処するため第十九条第一項第二号に規定する作業に引き続き五日以上従事した場合の同項の手当の額は、同条第二項から第四項までの規定にかかわらず、同条第二項及び第三項の規定による額に同条第二項の規定による額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

- 3 職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業に従事したときは、第二十条第一項の規定にかかわらず、災害応急作業等手当を支給する。
- 一〇三 略
- 4 略
- 5 第二十七条の規定にかかわらず、同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときには当該手当のいずれかの手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときには、当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれかの手当)以外の手当は支給しない。

- 6 略
- 4 略
- 5 第二十七条の規定にかかわらず、同一の日において、前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した場合においては、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときには当該手当のいずれかの手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときには、当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれかの手当)以外の手当は支給しない。

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（附則第三項による改正）

			新
14 略	職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第二項	職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第二項	附則 略
給料月額	給料月額	給料月額	附則 略

			旧
14 略	職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第二項	職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第三号）第二項	附則 略
給料月額	給料月額	給料月額	附則 略